

南丹市告示第276号

平成18年第2回（6月）南丹市議会定例会を次のとおり招集する。

平成18年5月30日

南丹市長 佐々木稔納

記

1. 期 日 平成18年6月6日
 2. 場 所 南丹市議会議場
-

○開会日に応召した議員

仲 絹 枝	大 西 一 三	高 野 美 好
森 爲 次	川 勝 眞 一	末 武 徹
橋 本 尊 文	仲 村 学	中 川 幸 朗
小 中 昭	川 勝 儀 昭	藤 井 日 出 夫
矢 野 康 弘	森 嘉 三	外 田 誠
片 山 誠 治	中 井 榮 樹	西 村 則 夫
井 尻 治	村 田 憲 一	松 尾 武 治
八 木 眞	谷 義 治	吉 田 繁 治
村 田 正 夫	高 橋 芳 治	

○応召しなかった議員

な し

平成18年第2回(6月)南丹市議会定例会会議録(第1日)

平成18年6月6日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月6日 午前10時開会

- | | | |
|------|--------------------------------------|--------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 報告第8号から報告第15号まで | (市長提出) |
| 日程第4 | 議案第62号から議案第70号まで、議案第142号 | (市長提出) |
| 日程第5 | 議案第71号から議案第136号まで、議案第143号から議案第146号まで | (市長提出) |
| 日程第6 | 議案第137号から議案第141号まで | (市長提出) |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|------|--|--------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 報告第8号 専決処分の承認について(南丹市税条例の一部改正について) | (市長提出) |
| | 報告第9号 専決処分の承認について(南丹市都市計画税条例の一部改正について) | (市長提出) |
| | 報告第10号 専決処分の承認について(南丹市国民健康保険税条例の一部改正について) | (市長提出) |
| | 報告第11号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市一般会計補正予算(第2号)) | (市長提出) |
| | 報告第12号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)) | (市長提出) |
| | 報告第13号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算(第2号)) | (市長提出) |
| | 報告第14号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)) | (市長提出) |
| | 報告第15号 専決処分の承認について(平成17年度南丹市一般会計補正予算(第1号)) | (市長提出) |
| 日程第4 | 議案第62号 南丹市総合振興計画審議会条例の制定について | (市長提出) |
| | 議案第63号 南丹市国民保護協議会条例の制定について | (市長提出) |

- 議案第64号 南丹市市営バス事務所条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第65号 南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第66号 南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第67号 南丹市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第68号 南丹市職員の給与に関する条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第69号 南丹市過疎地域自立促進市町村計画(後期計画)の策定について (市長提出)
- 議案第70号 平成18年準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結について (市長提出)
- 議案第142号 京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議の件 (市長提出)
- 日程第5 議案第71号 南丹市美山大野ダム公園設置条例の制定について (市長提出)
- 議案第72号 南丹市美山知井会館条例の制定について (市長提出)
- 議案第73号 南丹市美山知井地域拠点施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第74号 南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅)条例の制定について (市長提出)
- 議案第75号 南丹市美山平屋生産物直売施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第76号 南丹市美山江和長期滞在施設条例の制定について (市長提出)
- 議案第77号 南丹市八木防災センター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第78号 南丹市コミュニティプラザよしとみ条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第79号 南丹市基幹集落センター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第80号 南丹市八木デイサービスセンター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第81号 南丹市八木バイオエコロジーセンター条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第82号 南丹市美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第83号 南丹市美山かやぶき美術館条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第84号 南丹市美山地域活性化総合交流施設条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第85号 南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

- (市長提出)
- 議案第86号 南丹市国際交流会館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第87号 南丹市情報センター条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第88号 南丹市地域情報通信ネットワーク施設条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第89号 南丹市園部女性の館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第90号 南丹市スプリングスひよし条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第91号 南丹市立小規模通所授産施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第92号 南丹市美山上平屋火葬場条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第93号 南丹市日吉森林総合利用施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第94号 南丹市道の駅(京都新光悦村)条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第95号 南丹市日吉山の家設置条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第96号 南丹市美山かやぶきの里拠点施設条例の全部改正について
(市長提出)
- 議案第97号 南丹市美山芦生山の家条例の全部改正について (市長提出)
- 議案第98号 南丹市八木農村環境公園条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第99号 南丹市社会体育施設条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第100号 南丹市八木スポーツフォアオール施設条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第101号 南丹市自治振興会館条例の一部改正について (市長提出)
- 議案第102号 南丹市日吉胡麻コミュニティセンター条例の一部改正について
(市長提出)
- 議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山大野ダム公園)
(市長提出)
- 議案第104号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山知井会館)
(市長提出)
- 議案第105号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山知井地域拠点施設)
(市長提出)
- 議案第106号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅))
(市長提出)
- 議案第107号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山平屋生産物直売施設)
(市長提出)
- 議案第108号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市美山江和長期滞在施設)
(市長提出)
- 議案第109号 公の施設の指定管理者の指定について (南丹市八木防災センター)
(市長提出)

- 議案第110号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市コミュニティプラザ
よしとみ）（市長提出）
- 議案第111号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山基幹集落センタ
ー）（市長提出）
- 議案第112号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木デイサービスセ
ンター）（市長提出）
- 議案第113号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木バイオエコロジ
ーセンター）（市長提出）
- 議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山高齢者女性等生
きがい発揮促進施設）（市長提出）
- 議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶき美術
館）（市長提出）
- 議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市国際交流会館）
（市長提出）
- 議案第117号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市情報センター）
（市長提出）
- 議案第118号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市園部女性の館）
（市長提出）
- 議案第119号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市スプリングスひよ
し）（市長提出）
- 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市立小規模通所授産施
設）（市長提出）
- 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山上平屋火葬場）
（市長提出）
- 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉森林総合利用施
設）（市長提出）
- 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅(京都新光悦村)）
（市長提出）
- 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉山の家）
（市長提出）
- 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山かやぶきの里拠
点施設）（市長提出）
- 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山芦生山の家）
（市長提出）
- 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木農村環境公園）
（市長提出）

- 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市社会体育施設（八木地域））（市長提出）
- 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市社会体育施設（美山地域））（市長提出）
- 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木スポーツフォアオール）（市長提出）
- 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木神吉地区自治振興会館）（市長提出）
- 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木西地区自治振興会館）（市長提出）
- 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木南地区自治振興会館）（市長提出）
- 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市八木北地区自治振興会館）（市長提出）
- 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市日吉胡麻コミュニティセンター）（市長提出）
- 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山地域活性化総合交流施設）（市長提出）
- 議案第143号 南丹市美山町自然文化村条例の制定について（市長提出）
- 議案第144号 南丹市美山研修センターやまびこ堂条例の制定について（市長提出）
- 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山町自然文化村）（市長提出）
- 議案第146号 公の施設の指定管理者の指定について（南丹市美山研修センターやまびこ堂）（市長提出）
- 日程第6 議案第137号 平成18年度南丹市一般会計補正予算（第2号）（市長提出）
- 議案第138号 平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
- 議案第139号 平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
- 議案第140号 平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）
- 議案第141号 平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）（市長提出）

出席議員（26名）

1番 仲 絹 枝	2番 大 面 一 三	3番 高 野 美 好
4番 森 爲 次	5番 川 勝 眞 一	6番 末 武 徹
7番 橋 本 尊 文	8番 仲 村 学	9番 中 川 幸 朗
10番 小 中 昭	11番 川 勝 儀 昭	12番 藤 井 日出夫
13番 矢 野 康 弘	14番 森 嘉 三	15番 外 田 誠
16番 片 山 誠 治	17番 中 井 榮 樹	18番 面 村 則 夫
19番 井 尻 治	20番 村 田 憲 一	21番 松 尾 武 治
22番 八 木 眞	23番 谷 義 治	24番 吉 田 繁 治
25番 村 田 正 夫	26番 高 橋 芳 治	

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局 長	勝 山 秀 良	課 長 補 佐	森 雅 克
係 長	西 村 和 代	主 事	井 上 美由紀

説明のため出席した者の職氏名

市 長	佐々木 稔 納	教 育 長	牧 野 修
参 与	國 府 正 典	参 与	浅 野 敏 昭
参 与	中 島 三 夫	総 務 部 長	塩 貝 悟
福祉 部 長	永 塚 則 昭	事 業 部 長	松 田 清 孝
福祉 事務 所 長	永 口 茂 治	水 道 事 業 所 長	井 上 修 男
教 育 次 長	東 野 裕 和	総 務 財 政 課 長	伊 藤 泰 行
企画 情報 課 長	小 寺 貞 明	税 務 課 長	橋 本 早 百 合
合併 調整 室 長	大 野 光 博	市 民 課 長	吉 田 進
健 康 課 長	大 内 早 苗	土 木 建 築 課 長	川 勝 芳 憲
都 市 計 画 課 長	西 岡 克 己	農 林 商 工 課 長	神 田 衛
上 水 道 課 長	寺 尾 吾 朗	下 水 道 課 長	栃 下 孝 夫
教 育 総 務 課 長	榎 本 泰 文	学 校 教 育 課 長	勝 山 美 恵 子
社 会 教 育 課 長	波 部 敏 和	出 納 課 長	寺 尾 眞 知 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 辺 清 史	園 部 支 所 長 職 務 代 理 者	山 内 明
		園 部 支 所 地 域 総 務 課 長	

午前10時09分開議

○議長（高橋 芳治君） 皆さん、おはようございます。

ご参集ご苦勞に存じます。

ただ今の出席議員は26名であります。

これより平成18年第2回南丹市議会6月定例会を開会いたします。

定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立って、ご報告いたします。

市長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく、美山ふるさと株式会社ほか各法人の経営状況報告書5件が提出されております。また地方自治法施行令並びに公営企業法の規定に基づく予算執行についての計算書6件が提出されております。さらに監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査結果報告並びに同法第199条第9項の規定に基づく定期監査結果報告がまいっており、写しをお手元に配布しておきましたのでお調べ願います。

次に、本定例会における理事者出席要求につきましては、お手元に配布の文書のとおり要求をしておきましたので、ご覧おき願います。

次に、4月30日付けで市長に就任されております佐々木市長から、あいさつを受けることといたします。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに先の南丹市長選挙後、初の議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては26名全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。議員各位におかれましては、ご当選以来、今日まで市政運営に多大なご尽力を賜ってまいりましたことに改めて深く感謝し、心から厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、先般執行されました市長選挙におきまして、私は南丹市政の執行者としての付託をいただきましたことは大変光栄に存じております。今後、市民の皆様方のご期待に応え、また市民の皆様方への責任を果たすべく、開かれた市政と市政発展のために全力を傾注する決意でございます。議員各位のご理解、またご協力を賜りますようお願い申し上げます。粗辞でございますけれどもごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いたします。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、3月31日付けで教育長に就任されております牧野教育長からあいさつを受けることとします。

牧野教育長。

○教育長（牧野 修君） 皆さん、おはようございます。

このたび3月31日付けをもちまして教育長を拝命した牧野修でございます。もとより浅学非才ではありますが、皆さん方のご指導、ご鞭撻を得ながら教育行政の充実、発展に貢献できるよう努めてまいりたいと思っております。何とぞどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思っております。今日、教育改革が進む中で公教育に課せられた課題は山積し

ておりますが、また新しい市としての教育への期待というものもさらに大きいものがあるわけでありますが、この実現に向けて確かな学力の育成をはじめとして、一つひとつできるところから実施をしてまいりたい、このような中で市民、住民の皆さん方の信託を得る所存でございます。

何とぞ今後ともいろいろお世話になりますが、どうぞよろしくお願いを申し上げて就任のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高橋 芳治君） 続いて、3月定例会以降、新たに議会に出席することになった職員の紹介を受けることにします。

塩貝総務部長。

○総務部長（塩貝 悟君） ただ今、議長の方からありましたように3月定例会以降、新たに議会の方に出席をいたします職員の紹介をしたいと思います。

現在、園部支所の参与が不在となっております。当分の間、園部支所長の職務代理を定めておりますけれども、この支所長代理が議会に出席することといたしましたので紹介をしたいと思います。園部支所長職務代理、山内地域総務課長でございます。よろしくお願ひします。

○園部支所長職務代理者（山内 明君） 山内です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋 芳治君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は1番、仲絹枝議員、13番、矢野康弘議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（高橋 芳治君） 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より6月28日までの23日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋 芳治君） ご異議なしと認め、さよう決めます。

日程第3 報告第8号から報告第15号まで

○議長（高橋 芳治君） 日程第3「報告第8号から報告第15号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） それでは提案理由の説明でございますが、それに先立ちましてお許しを賜り、市政に対する所信の一端をまず申し上げます。

南丹市が発足いたしまして5ヶ月が過ぎましたが、私は一日も早い市政の安定を目指し、まず市政への市民の信頼回復から取り組みたい、このように考えております。そのためには市職員が一丸となり、徹底した住民サービスを提供できる体制にし、「市役所に来たら何とかなる」と市民の皆さんに信頼される組織づくりに努めたい、と思っております。さらに情報公開と広報、公聴活動を充実させ、市民の皆様方の意識を共有して納得していただける施策を推し進めます。私たちは、南丹市民としての誇りと絆を強固なものとし、新しい南丹市、輝き希望あふれる南丹市を目指して、市民みんなで力を合わせて努力していかねばなりません。私は新しい南丹市づくりに向けて、南丹市の豊かな可能性をしっかりと引き出し、実現するために、今、やらなければならないことを迅速かつ着実に実行していく所存であります。何より市域の一体感を早期に醸成させることによって、「誇りときずなを大切にみんなで創る新しい南丹市」の実現に向け、皆様方と手を携え全力を傾注する決意であります。特に今、市がしなければならないことは、地域経済の活性化、効率的な行政運営によります市民満足度を高めるための行政改革、市民の税金を「血税」と再認識し、1円まで生かすための基盤強化と財政改革を行うことであります。このことによって、市民も市職員も市民であること、また市職員であることに自信と誇りを持てる南丹市を築くことができると信じております。また、その基盤となります財政再建のために、私は粉骨砕身努力いたしてまいりる所存であります。未来の南丹市を輝く南丹市にするために、南丹市の可能性を十分に引き出す市政運営とまちづくりを今、しっかりしておかなければなりません。財政難で地方交付税や国の助成金も減少しております。自主財源を増やす取り組みを進めてまいりますが、中・長期的な視点と時間が必要であります。そのためには、まず市政において見直すべきは見直し、改めるべきは改め、伸ばすべきは伸ばす必要があります。私は明日の南丹のために、皆様方のご意見を拝聴しながら、知恵を使い、汗をかく努力を惜しまず、今、しなければならないことを着実に実行してまいりる所存であります。

そこで、市政の推進にあたり合併時にまとめられました「新市建設計画」を基盤として、今後次のような事柄を市政の柱に据えて取り組んでまいります。まず、南丹市の美しい自然や伝統・文化はふるさとの誇りであります。自然・伝統・文化の調和のとれたまちづくりを目指します。私は、市民の皆様が「合併して良かった」と感じていただけるまちづくりに取り組んでまいりる所存であります。それぞれの旧4町の豊かな自然や伝統・文化の上に築かれた特色あるまちづくりや村づくりは、旧町民の皆様が力を合わせて推進されてまいりました。私は、今日までの旧4町における素晴らしいまちづくり、

村づくりを市政に継承するとともに、今こそ、それぞれの町の絆をもう一度強め、南丹市全域に広めていき、誇りと絆、これを強めることによって新しい南丹市を築いていきたいと思っております。南丹市は、多様な機能や可能性を秘めた魅力的な素材が多く蓄積されております。既存の観光に加え、都市との交流や新たなる資源を生かして交流人口を増加させ、観光をはじめ各種の産業振興を図る施策の推進が必要であり、合併効果がいかに発揮できるよう取り組んでまいります。

次に、市民活動を積極的に支援し、絆を通わせ、市民の皆様方と共に歩む市政を進めます。開かれた市政をどうやって推進していくのか、市民主権の視点にたつて情報を公開していく広報活動の強化、市役所で何をやっているのかを市民に知らせていく広報誌の拡充、インターネット、CATV等高度情報通信網の拡充を図り、合わせて市民の皆様方のご意見をインターネットでもお受けできるようホームページの整備を図り、ご意見を拝聴する機会を増やしていきたいと考えております。特に女性の皆様方や子育て真っ最中の方、若い方からの考え方を十分にお伺いするシステムの構築を図ります。私は、市民主権の行政は市民の皆さんの想いを行政に伝えていただくことから始まると思っております。また、私をはじめ市の職員が、できるだけ多くの市民の皆様から直接ご要望やご意見をお聴きする機会を持ちたいと思っており、市役所においてもそれに対応できる市役所づくりを進めてまいります。市政の課題や問題については、市民と情報を共有し、課題への取り組みや問題解決のための対応を、市民の皆様方と一緒に知恵を出し合う行政が、地方主権を目指す自治体の今後のあるべき姿だと考えております。市民の皆様方から信頼されるようになるためには、私は分かりやすい情報提供及び情報共有を目指した情報公開の実現に最大限の努力を図ってまいり所存です。そして、市民に意味のある、便利な、使いやすい行政サービスを実現するために全力を尽くします。

次に、JR複線化・道路整備・情報網の整備等、ひと・まちをつなぐ大切なネットワークの整備により、新たなる絆を結び、地域経済社会の発展を図ります。平成20年度に京都・園部間のJR複線化の完成が予定されておりますが、八木、吉富駅の周辺整備などを進めることによりまして、住宅建設が進み、南丹市は人口増加に向かっていくものと期待いたしておるところでございます。併せて「京都新光悦村」に進出していただく企業や八木町内におけるジャトコの拡張、そして「虎屋」さんをはじめ新規企業の誘致等によって雇用の創出が図られるとともに、園部町内の南丹都市計画事業本町土地区画整理事業等により、地域社会、経済にとって明るい未来があるものと確信いたしておるところでございます。また、市内には美山のかやぶき、日吉のダム、瑠璃溪・大堰川河畔の風景等、都市との交流を促進する観光資源が豊富にございます。市営バス路線の充実と併せ、新しい観光資源も視野に入れた整備を進めてまいりたく思っております。

また、農林業の現状は、誠に厳しいものがございますが、安全・安心の京野菜の市場への供給は、市内各地の「朝市」の賑わいとなって表れており、特産物の振興に向け、新しい息吹になっているように感じております。南丹市にとりまして農林業は申すまでもなく基幹産業であり、都市近郊といった立地を生かし、今後、農林業関係者、営農指導者、またJA、森林組合の皆様方のご意見を賜りながら、地域農林業振興のために各種の施策を検討・実施していきたいと考えております。ただ、豊かな大自然の中で水や空気を大都市に供給しております。応分の負担を大都市にお住まいの方や国に求めていくことも大切ではないかというふうに考えております。

次に、福祉につきましては人と人との絆が支えております。お年寄りや障害のある方、そして子どもたちが安心して暮らせるまちづくりを進めてまいります。南丹市の誇れるものの一つは、人的資源に恵まれている点でございます。まず、市内にあります医療、伝統工芸、建築、看護など多様な分野の大学・短大・専門学校と市役所との連絡、そしてネットワーク化を進めていきたいと考えております。また、高齢者や障害のある方が安心して生活いただくために、高齢者福祉施設、障害者福祉施設、公立南丹病院や明治鍼灸大学附属病院等の福祉・医療施設等とも連携を図りながら、福祉・医療施設施策の充実を図っていきたく思っております。特にノーマライゼーションを具現化するまちづくりを進め、人間としての尊厳を保障する地域社会づくりを実現し、市民の皆様方が一緒になって地域社会を協働して形成し、交流していく社会を構築していく必要があります。市民お一人おひとりの命を守り、自立した生活を支援・確立する施策を推進し、「くらしやすいまち・南丹市」の実現に取り組んでまいります。

次に、子どもたちの輝く未来のため、子育て支援施策の充実と教育環境の整備を推進いたします。南丹市の子育て支援施策は他市町村と比して、充実しておりますことは誇りではありますが、将来を担う子どもたちのために「子育てしやすいまち・南丹市」を目標に子育て支援施策のさらなる充実を目指します。また、幼・小・中・高校の公教育の教育環境を十分に整備することによって、将来を担う子どもたちを健やかに育成していくことが重要であります。保育ニーズも多様化しておりますが、このことに的確に対応することも行政の責務であると考えております。様々な課題はありますが、私は子どもたちにとってどうすればいいのか、何が必要なのかという視点を重視し、教育関係者やPTA、地域社会の皆様方との論議を深めていかなければならないと思っております。乳幼児期の保育から幼稚園、学校教育を通して、学力の向上と合わせ、しつけや生活習慣等も含めた豊かな社会性を身に付けることのできる環境の整備が大切であると認識しております。加えて、通園・通学の安全の確保、通学バスの問題を含めて地域社会とともに安全対策を講じてまいりたいと思っております。豊かな人間性があればこそその人材

で、また社会で必要とされる人材でもありますので、人材育成を通して地域における特色を生かしたスポーツや文化振興、生涯学習の中で世代間の交流が図られるなど、地域住民が一体となったまちづくりが可能になると確信するものであります。専門家のご意見にも耳を傾けながら、鋭意取り組んでまいり所存であります。

次に、人権が尊重される、市民お一人おひとりが人間としての尊厳が守られるまちづくりを推進いたします。今、DVや児童・高齢者虐待が社会問題となっており、また悲しいことに今なお様々な差別や偏見が残っている、こういった事実を、私は目を背けてはならないと考えております。このことの解決のために啓蒙・啓発活動を積極的に進めていくことが大切であり、南丹市においても市民の皆様とともに新たなる組織を立ち上げることが必要であります。人権が尊重され、人間としての尊厳が守られるまちづくりを、私をはじめ市役所職員が先頭に立っていかなければならないと決意いたしております。

以上のようなことを今後の市政推進の柱としていきたいと考えておりますが、新しい南丹市にとって可能性が最大限に引き出し、夢と希望あふれる南丹市が実現するかどうかは、今を生きる私たち市民一人ひとりの夢を形にする強い意思にかかっております。私は自らを律し、市長の責務を果すべく、正に命をかけ全力を尽くしてまいり覚悟であります。しかしながら、これらの施策の推進のためには市議会議員各位のご理解が不可欠であります。市議会議員各位におかれましては、議会活動の中で今後大変お世話になりますが、市政に対する絶大なるご支援、ご協力をひとえにお願いをいたす次第でございます。併せて、市民の皆様方のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、所信の一端とさせていただきます。

それではただ今、上程いただきました専決処分の承認を求める件の報告について、ご説明申し上げます。

まず報告第8号、南丹市税条例の一部改正につきましては、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されたことに伴い、関係する市民税等の規定について改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

報告第9号、南丹市都市計画税条例の一部改正につきましても、所得税から個人住民税への税源移譲、定率減税の廃止、土地・住宅税制の見直し等を内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されたことに伴い、関係する都市計画税の規定について改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定

に基づき、平成18年3月31日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

報告第10号、南丹市国民健康保険税条例の一部改正につきましても、公的年金控除の見直し及び老年者控除の廃止が行われたことに伴い、国民健康保険税負担が増加する高齢者に配慮するなどの内容とする地方税法の一部を改正する法律が平成18年4月1日に施行されたことに伴い、関係する国民健康保険税の規定について改正する必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。

報告第11号から報告第14号の平成17年度南丹市一般会計及び特別会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。今回の補正予算につきましては、行政運営上予算措置が必要なものに限り、補正予算計上をする必要性が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。まず一般会計におきましては、歳入歳出総額を2億6,479万8,000円減額し、歳入歳出予算を116億8,623万7,000円に補正いたしたところであり、その内容について、予算に関する説明書に沿って、歳出よりご説明申し上げます。最初に議会費では議員報酬・活動費等の不用額745万5,000円の減額であります。次に、総務費においては各種基金の運用益の確定による積立金の減額、また京都府知事選挙並びに土地改良区総代選挙に係る不用額で1,189万4,000円の減額であります。民生費、社会福祉費では、すこやか子育て医療費助成事業、居宅生活支援事業、老人医療費支給事業等各種事業の不用額で4,511万2,000円の減額であります。生活保護費では、生活保護費支給事業の不用額として1,421万4,000円の減額予算といたしております。衛生費では、清掃費で一般廃棄物清掃事業等の減額により1,758万円の減額であります。農林水産業費では、農業費で土地改良補助事業ほか各種事業費の決定により3,785万2,000円の減額となっております。土木費では、河川改修事業の内容変更に伴う一般職員給与費の増額などで84万1,000円の追加であります。教育費では、小学校改修事業、かやぶき屋根保存修理事業ほか各種事業費の決定により880万7,000円の減額であります。災害復旧費では、事業費の決定により農林水産業施設災害復旧費で574万6,000円の減額となっております。公債費においては、長期資金及び一時借入金利子の不用額である1,057万1,000円の減額であります。諸支出金、旧町借入金返済金は、旧4町での一時借入金の返済金の確定により9,100万円の減額となっております。

次に、これら歳出をまかないます歳入につきまして、主な財源のご説明を申し上げます。市税につきましては、市たばこ税の収入見込みとしての2,573万7,000円

を予算計上とし、地方譲与税から交通安全対策特別交付金までの一般財源につきましても、額の確定により2億6,165万円の減額予算といたしております。国庫支出金及び府支出金につきましては、各事業における補助金などの決定により1,372万円の増額予算といたしております。繰入金では、財政調整基金からの繰入金を2億8,745万円減額するものであります。諸収入では、旧町特別会計繰替金2億7,700万円の追加などで2億6,601万7,000円の追加であります。市債においては、事業費の確定による1,850万円の減額予算計上であります。なお、第2表、地方債補正につきましては市債で説明いたしました起債の目的によるものであり、以上が一般会計補正予算第2号の主な内容であります。

次に、国民健康保険事業特別会計ほか2特別会計について、ご説明を申し上げます。

国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,618万1,000円を減額し、13億321万7,000円とし、主な内容といたしましては、歳出で保険給付費療養諸費で各保険者療養給付費8,347万2,000円の減額、高額療養費につきまして4,500万円の減額、基金積立金で国民健康保険事業基金積立金として1億4,604万1,000円の追加等をそれぞれ計上いたしております。歳入につきましては、国民健康保険税で収入見込み額4,606万7,000円を減額計上いたしております。国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金につきまして1億2,707万5,000円を減額し、財政調整交付金は1億1,116万9,000円を計上いたしております。府支出金では、府財政調整交付金で2,141万9,000円を計上し、諸収入においては旧町歳計剰余金4,734万4,000円の計上であります。

以上が国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

次に、老人保健事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明申し上げます。

老人保健事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8,430万5,000円を減額し、14億5,069万5,000円とし、主な内容といたしましては歳出、医療諸費で5,662万円の減額、諸支出金、旧町一時借入金返済金等で2,730万円の減額を計上いたしております。歳入につきましては、支払基金交付金で3,497万8,000円を減額計上いたしております。国庫支出金については、医療費負担金につきまして5,344万8,000円を減額し、府支出金では851万9,000円を減額計上しております。諸収入においては、旧町歳計剰余金等で1,113万4,000円の計上であります。

以上が老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

次に、簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、旧日吉町で設定され、南丹市に引き継ぎました継続費であります、生畑・木住簡易水道施設改良工事に係る平成17年度の年割額並びに総額を506万2,000円減額しようとするものであります。

以上をもちまして、一般会計をはじめ3特別会計の主な内容とさせていただきます。
何とぞご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、報告第15号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

この補正予算に関しましては、前市長の辞任に伴い、南丹市長選挙に係る経費を追加する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成18年4月3日付で専決処分を行い、同条第3項の規定に基づき報告をし、承認を求めるものであります。補正予算の内容につきましては、まず歳出において、総務費、選挙費で市長選挙費3,600万円、これをまかなう歳入においては、基金繰入金、財政調整基金繰入金で3,600万円の追加補正とし、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ214億9,600万円としたものであります。

何とぞご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

日程第4 議案第62号から議案第70号まで、議案第142号

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第4「議案第62号から議案第70号まで」及び「議案第142号」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただ今、上程いただきました議案第62号から議案第70号及び議案第142号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず議案第62号、南丹市総合振興計画審議会条例の制定につきましては、南丹市総合振興計画の策定に関わり、市長の諮問に応じ調査及び審議をするための「南丹市総合振興計画審議会」を設置する必要があります。そのための委員構成及び運営等について定めるものであります。

次に議案第63号、南丹市国民保護協議会条例の制定につきましては、国民保護法に基づく南丹市国民保護計画の策定に関わり、市長の諮問に応じ調査及び審議をするための「南丹市国民保護協議会」を設置する必要があります。そのための委員構成及び運営等について定めるものであります。

次に議案第64号、南丹市市営バス事務所条例の一部改正につきましては、市営バス美山事務所の移転に伴い、事務所の所在地を「美山町静原檜ノ浦1番地1」から「美山町島往古瀬23番地」に変更するため、本条例の一部改正をしようとするものであります。

次に議案第65号、南丹市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、平成18年4月1日から施行さ

れたことに伴いまして、本市の非常勤消防団員の処遇を改善するため、本条例の一部改正を行い、本年4月1日から適用しようとするものであります。

次に議案第66号、南丹市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が平成18年3月27日に公布され、平成18年4月1日から施行されたことに伴いまして、本市の非常勤消防団員等の損害補償に係る補償基礎額及び介護補償の額の改定を行うため、本条例の一部改正を行い、本年4月1日から適用しようとするものであります。

次に議案第67号、南丹市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、平成17年度の人事院勧告に基づく一般職の給与の改正に準じまして、議会議員の皆様様の期末手当の支給率を改正しようとするものであります。

次に議案第68号、南丹市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、平成17年度の人事院勧告に基づき一般職の職員の勤勉手当の算出に用いる支給率を改正しようとするものであります。

次に議案第69号、南丹市過疎地域自立促進市町村計画（後期計画）の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第33条第1項に規定する過疎地域とみなす要件に南丹市が該当することに伴いまして、同法第6条第1項の規定に基づく「南丹市過疎地域自立促進市町村計画（後期計画）」を策定するため、議会の同意を求めるものであります。

次に議案第70号、平成18年度準用河川板野川総合流域防災事業に伴う山陰本線吉富駅構内山田川橋りょう改築その他工事の協定書締結につきましては、八木町内の準用河川板野川の河川改修に伴いまして、JR山陰本線吉富駅構内の橋りょう工事等をJR西日本に施行委託するための協定を行おうとするものであります。

次に議案第142号、京丹波町と南丹市との間の障害者介護給付費等支給認定審査会に係る事務委託に関する協議の件につきましては、平成18年4月1日より施行された障害者自立支援法第15条に規定する障害者の介護給付費等の支給認定を行う審査会の事務を、京丹波町から委託を受けて行うために事務委託に関する協議につきまして、承認を求めるものであります。

何とぞご審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） ここで暫時休憩といたします。

11時から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午前10時48分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 議案第71号から議案第136号まで及び議案第143号から議案第146号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第5「議案第71号から議案第136号まで」及び「議案第143号から議案第146号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただ今、上程いただきました議案第71号から議案第136号及び議案第143号から議案第146号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず議案第71号「南丹市美山大野ダム公園条例の制定について」から議案第102号「南丹市日吉胡麻コミュニティセンター条例の一部改正について」まで、及び議案第143号「南丹市美山町自然文化村条例の制定について」から議案第144号「南丹市美山研修センターやまびこ堂条例の制定について」の条例制定及び改正につきましては、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例が施行されたことに伴い、公の施設のうち指定管理者制度を導入する施設について、指定管理制度に必要な事項を定めるため、条例の制定、全部改正及び一部改正を行おうとするものであります。

次に議案第103号「公の施設（南丹市美山大野ダム公園）の指定管理者の指定について」であります。大野ダム湖畔の豊かな自然環境を活かしたレクリエーション活動などの場として親しまれる公園を市民及び来訪者に提供し、活力あるふるさとづくりの拠点として設置をしております大野ダム公園の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託しておりました「有限会社ダムパーク・大野」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第104号「公の施設（南丹市美山知井会館）の指定管理者の指定について」であります。知井地域の自治活動の拠点として活用されております同会館の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「知井振興会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第105号「公の施設（南丹市美山知井地域拠点施設）指定管理者の指定について」であります。知井地域の生産物の販売を通じて、産業の振興と都市との共存を図る拠点施設として活用をされております、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「有限会社村おこしセンター知井の里」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第106号「公の施設（南丹市美山都市農村交流活性化施設（百日紅））の指定管理者の指定について」であります。豊かな自然環境やかやぶきの里などの観光資源を活かし、都会では味わえない安らぎを提供する施設として、また地域の女性や高齢

者を中心とした雇用創出の場として活用されております、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「遊心庵百日紅管理組合」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第107号「公の施設（南丹市美山平屋生産物直売施設）の指定管理者の指定について」であります。平屋地域の生産物の販売を通じて、産業の振興と都市との共存を図る拠点施設として活用をされております、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「有限会社ネットワーク平屋」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第108号「公の施設（南丹市美山江和長期滞在施設）の指定管理者の指定について」であります。当施設は開設当初から美山町におけるグリーン・ツーリズム推進構想の中で位置づける都市住民の余暇空間としての役割を担う一方、都市農村交流の場としての機能を発揮して、自然を活かした交流産業の振興と地域の活性化に大きく寄与してきた経過があり、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「観光農園江和ランド」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第109号「公の施設（南丹市八木防災センター）の指定管理者の指定について」であります。八木地域の防災活動の拠点施設であり、地域住民の交流、憩いの場として活用をされております同センターの運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで数多くの災害に見舞われ、防災に関する意識も高く、さらに今日まで運営管理を委託していた「南地区自治会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第110号「公の施設（南丹市コミュニティプラザよしとみ）の指定管理者の指定について」であります。地域のコミュニティ活動の拠点施設として広く利用され、地域の住民のふれあい、憩いの場として活用をされております同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「特定非営利活動法人八木町スポーツ協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第111号「公の施設（南丹市美山基幹集落センター）の指定管理者の指定について」であります。多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、障害者自立更正と福祉の向上を図るための施設として利用されております同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理及び事業を委託していた「社会福祉法人南丹市社会福祉協議会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第112号「公の施設（南丹市八木デイサービスセンター）の指定管理者の

指定について」であります。多様化する高齢者・障害者等の福祉サービスに効果的、効率的に対応するための拠点施設として利用されており、介護保険事業、高齢者生活支援事業等の事業を実施しております同センターの運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理及び事業を委託していた「社会福祉法人南丹市社会福祉協議会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第113号「公の施設（南丹市八木バイオエコロジーセンター）の指定管理者の指定について」であります。当施設はふん尿処理からエネルギー製造施設への転換と堆肥や液肥等の肥料化を目的に設置されたものであり、廃棄物の処理という特殊性があるため、府内ではそれまで指定がなかった「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく再生利用個別指定を受け、すべての廃棄物を再生処理できるものとして、専門的技術及び能力を有しております「財団法人八木町農業公社」に開設当初から運営を委託しております。これらの経過を踏まえ、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理及び事業を委託していた「財団法人八木町農業公社」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第114号「公の施設（南丹市美山高齢者女性等生きがい発揮促進施設）の指定管理者の指定について」であります。大野地域の生産物の販売を通じて、産業の振興と都市との共存を図る拠点施設として活用をされ、地域の高齢者や女性による自主的な活動の拠点として活用されております同施設の運営管理については、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「有限会社大野屋」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第115号「公の施設（南丹市美山かやぶき美術館）の指定管理者の指定について」であります。美山町区域のシンボルでありますかやぶき民家を美術館及び資料館として利用し、市民や来訪者に親しまれる拠点施設として活用され、かやぶきの里美山の魅力を発信するとともに、地域の文化・芸術の振興を図る施設としても利用されており、開設当初より都市農村交流の場としての機能を発揮して、自然を活かした交流産業の振興と地域の活性化に大きく寄与してきた経過があることから、当施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「宮島振興会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第116号「公の施設（南丹市国際交流会館）の指定管理者の指定について」であります。当会館は国際交流事業の拠点、情報センター、生涯学習センターの機能を持つ学園都市づくりの主要施設として設置されたものであり、開設当初から「財団法人園部国際学園都市センター」に委託して管理運営を行っており、指定管理者の指定について、南丹市情報センターと一体で行うことが適当であると考えていることから、

当施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「財団法人園部国際学園都市センター」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第117号「公の施設（南丹市情報センターの指定管理者）の指定について」であります。当センターは有線テレビ放送施設及びその他情報伝達施設等を通じ、市の教育・文化及び産業の振興、福祉及び生活環境向上のため、各種の情報提供を行い、広報活動及び住民相互の連絡を円滑にし、情報社会に適応した明るく住みやすい豊かなまちづくりを進めることを目的にして設置されたもので、開設当初から「財団法人園部国際学園都市センター」に委託して管理運営を行っており、指定管理者の指定について、南丹市国際交流会館と一体で行うことが適当であると考えていることから、当センターの運営管理についても指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「財団法人園部国際学園都市センター」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第118号「公の施設（南丹市園部女性の館）の指定管理者の指定について」であります。当施設は女性の社会参加を促進し、女性の多様な能力を開発していく社会的条件づくりの場として設置されたものであり、指定管理者の指定については南丹市国際交流会館と電話設備や警備の施設を共有しているため、一体で行うことが適当であると考えていることから、当会館の運営管理についても指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「財団法人園部国際学園都市センター」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第119号「公の施設（南丹市スプリングスひよし）の指定管理者の指定について」であります。当施設は温泉、温水プール、体育館を中心とした健康増進施設と農林業を主体とする地元産業育成のためのレストラン、特産品販売、さらには情報発信、都市住民との交流の場の創設を目的とした交流プラザを併設した温泉複合施設であります。これまでから管理運営を委託しております第三セクターの「日吉ふるさと株式会社」は、平成18年4月から近接する「府民の森ひよし」の指定管理者として、京都府の指定も受けており、同施設と併せた一体性のある管理運営を行うことが必要と判断し、当施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「日吉ふるさと株式会社」を指定管理者として指定するものであります。

次に議案第120号「公の施設（南丹市立小規模通所授産施設）の指定管理者の指定について」であります。当施設は多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、障害者自立更正と福祉の向上を図るための施設として利用されており、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理及び事業を委託して

いた「社会福祉法人南丹市社会福祉協議会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第121号「公の施設（南丹市美山上平屋火葬場）の指定管理者の指定について」であります。当施設のサービスの提供内容が火葬という高い専門性を有し、容易に代用を求めることが困難であること、また現在委託しております「上平屋区」は全戸住民が集う会で公益性が高く、かつ火葬という特殊な業務を担う団体であって、船井衛生管理組合との連携を行う上で円滑な業務提供を行うことができるため、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「上平屋区」を指定管理者として指定するものであります。

次に議案第122号「公の施設（南丹市日吉森林総合利用施設）の指定管理者の指定について」であります。当施設は隣接の日吉山の家との一体的な施設として整備を行ってきたものであり、開設当初より日吉山の家運営委員会に管理運営を委託しております。この間、地元雇用も含め、地域の活性化に大きく寄与してきたところでありまして、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「日吉山の家運営委員会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第123号「公の施設（道の駅（京都新光悦村））の指定管理者の指定について」であります。開設当初より財団法人園部町農業公社へ管理運営を委託しており、今日まで地域の特性を活かした運営が行なわれ、市内はもとより多くの利用客より好評をいただいております。また、地元と連携した行事を企画運営するなど地元に着した運営の実績を有することから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「財団法人園部町農業公社」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第124号「公の施設（南丹市日吉山の家）の指定管理者の指定について」であります。当施設は隣接の日吉森林総合利用施設との一体的な施設として整備を行ってきたものであり、開設当初より「日吉山の家運営委員会」に管理運営を委託しており、その間、地元雇用も含め、地域の活性化に大きく寄与してきたことから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「日吉山の家運営委員会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第125号「公の施設（南丹市美山かやぶきの里拠点施設）の指定管理者の指定について」であります。当施設は平成5年度に美山町北集落全体が国の重要伝統的建造物群保存地区に指定されて以降、農村の原風景が残るかやぶきの里の歴史継承しつつ、住みよいふるさとづくりと地域生活の向上を図るため、整備してきたものであり

ます。北集落では「北村かやぶきの里保存会」を結成し、北村と行政の橋渡し役と同時に景観保存のための町並み保存・環境整備や保全に関する事業、観光客の受け入れやイベントの情報提供、民族資料館の運営等に関する事業を行なっており、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで維持管理を委託してきた「北村かやぶきの里保存会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第126号「公の施設（南丹市美山芦生山の家）の指定管理者の指定について」であります。当施設は京都大学芦生研究林や付近の山林を自然森林公園として利用し、多くの青少年や自然愛好家が訪れる魅力ある施設であります。今日まで芦生区民による「有限会社芦生の里」に管理委託しており、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「有限会社芦生の里」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第127号「公の施設（南丹市八木農村環境公園）の指定管理者の指定について」であります。当公園は地域の安心・安全有機農産物を地域住民をはじめ周辺市町村や京都・大阪の都市住民に食材として提供するとともに、環境教育の一環として、そば打ちやパン・ウインナーソーセージ作り等の体験を通して、自然環境の素晴らしさを多くの方に体験していただく場として設置されたものであります。同施設の運営管理については指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「財団法人八木町農業公社」を指定管理者として指定するものであります。

次に議案第128号「公の施設（南丹市社会体育施設（八木地域））の指定管理者の指定について」であります。八木町内に設置された施設で、地域の社会体育活動の拠点施設として広く利用され、地域の住民のふれあい、憩いの場として活用され、その管理運営についても八木町スポーツ協会に管理運営を委託しており、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「特定非営利活動法人八木町スポーツ協会」を指定管理者として指定をしようとするものであります。

次に議案第129号「公の施設（南丹市社会体育施設（美山地域））の指定管理者の指定について」であります。当施設は美山町長谷区内に設置された施設であり、これまで長谷区に管理運営を委託しており、地域の活性化と地元雇用の創出に寄与していることから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「長谷区」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第130号「公の施設（南丹市八木スポーツフォアオール）の指定管理者の指定について」であります。八木町内に設置された施設で、地域の社会体育活動の拠点施設として広く利用され、地域の住民のふれあい、憩いの場として活用をされ、その管理運営についても八木町スポーツ協会に管理運営を委託しているところであります。

同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「特定非営利活動法人八木町スポーツ協会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第131号「公の施設（南丹市八木神吉地区自治振興会館）の指定管理者の指定について」であります。八木町神吉地域のコミュニティ活動の拠点施設として、住民の交流と憩いの場として利用されており、管理運営についても地域の区長会に委託をしているところでもありますから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託してきた「神吉地区」を指定管理者として指定するものであります。

次に議案第132号「公の施設（南丹市八木西地区自治振興会館）の指定管理者の指定について」であります。八木町西地域のコミュニティ活動の拠点施設として、また住民の交流と憩いの場として利用されており、管理運営についても地域の区長会に委託をしているところでもありますから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「西地区」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第133号「公の施設（南丹市八木南地区自治振興会館）の指定管理者の指定について」であります。八木町南地域のコミュニティ活動の拠点施設として、また住民の交流と憩いの場として利用されており、管理運営につきましても地域の自治会に委託をいたしておりますので、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「南地区自治会」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第134号「公の施設（南丹市八木北地区自治振興会館）の指定管理者の指定について」であります。八木町北地域のコミュニティ活動の拠点施設として、また住民の交流と憩いの場として利用されており、管理運営についても地域の区長会に委託をいたしておりますので、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託しております「北地区」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第135号「公の施設（南丹市日吉胡麻コミュニティセンター）の指定管理者の指定について」であります。当センターは平成8年に胡麻駅の老朽化に伴い、駅舎の改修と併せ、地域住民の交流推進と福祉の増進を図るため設置した施設であります。胡麻地域の活性化に寄与することを目的に、「特定非営利活動法人胡麻地域振興会」が設立され、平成18年4月からはその活動の拠点施設として、また住民が気軽に憩える場として活用されておりますので、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行

わず、今日まで運営管理を委託していた「特定非営利活動法人胡麻地域振興会」を指定管理者として指定をしようとするものであります。

次に議案第136号「公の施設（南丹市美山地域活性化総合交流施設）の指定管理者の指定について」であります。美山町の生産物の販売を通じて、産業の振興、都市との共存と定住化を図る拠点施設として活用をされているところであり、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営管理を委託していた「有限会社ネットワーク平屋」を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に議案第145号「公の施設（南丹市美山町自然文化村）の指定管理者の指定について」であります。当施設は平成元年から美山町の観光拠点施設として、都市からの観光客を多く受け入れ、地元産品の提供、雇用の確保という面で地域活性化に大きく寄与してまいりました。管理運営を財団法人美山町自然文化村へ委託し、今後一層地域の特色を活かした運営が期待されることから、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営を委託していた「財団法人美山町自然文化村」を指定管理者として指定するものであります。

次に議案第146号「公の施設（南丹市美山町研修センターやまびこ堂）の指定管理者の指定について」であります。当該施設も美山町自然文化村の関連施設として、主として多人数の研修の場として活用し、多くの都市住民に優れた研修環境を提供してまいりました。今後も美山の自然の中で滞在していただく中で、地域の特色を活かしたサービスを展開していくことで都市と農村の交流が深まると期待されることから、今日までの取り組みを継承するべく、同施設の運営管理について、指定管理者の公募を行わず、今日まで運営を委託していた「財団法人美山町自然文化村」を指定管理者として指定をしようとするものであります。

なお、議案第145号並びに146号の自然文化村並びにやまびこ堂につきましては、合併の控えた旧美山町におきまして、美山町直営であった両施設の取り扱いについて協議が進められる中で、合併直前に財団法人美山町自然文化村を設立し、両施設を移管することで検討されておりましたが、結果的には南丹市に引き継ぐこととなったため、条例上の精査ができておらず、提案させていただいた次第でございます。

何とぞご審議を賜り、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

日程第6 議案第137号から議案第141号まで

○議長（高橋 芳治君） 次に日程第6「議案第137号から議案第141号まで」を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

佐々木市長。

○市長（佐々木 稔納君） ただ今、上程いただきました議案第137号から議案第141号の議決を求める件について、ご説明を申し上げます。

まず議案第137号、平成18年度南丹市一般会計補正予算（第2号）におきましては、歳入歳出総額を31億3,534万8,000円追加し、歳入歳出予算総額を246億3,134万8,000円に補正しようとするものであり、その内容について、予算に関する説明書に沿って、歳出よりご説明申し上げます。

最初に議会費では議員期末手当、議員活動費等の差し引きにより581万3,000円の減額であります。次に総務費においては、情報化推進費において高度情報通信網の整備に係ります地域情報基盤整備事業として12億8,880万3,000円など、13億7,670万5,000円の計上であります。民生費におきましては、敬老祝い事業に741万2,000円を追加補正とし、支給範囲が拡大された児童手当として4,950万円の追加など、7,954万3,000円の追加であります。労働費では、シルバー人材センター運営費補助金並びに府シルバー人材センター連合会負担金で692万円の追加補正であります。農林水産業費では、農業振興事業では1,908万8,000円、土地改良事業で1,874万8,000円、森林整備事業で858万6,000円など6,214万5,000円の計上であります。商工費では、企業支援事業に963万9,000円、都市と農村との交流事業に200万円など1,792万5,000円の予算計上であります。土木費では、道路新設改良事業で1億6,175万8,000円、河川改修事業で3,010万円、土地区画整理事業に4億2,220万円など7億2,876万7,000円の追加であります。消防費では、防災施設整備事業などで1億2,128万3,000円の追加であります。教育費では、小学校改築事業に6億6,210万6,000円、団体育成事業に419万円など、7億5,102万3,000円の補正計上であります。

次に、これら歳出をまかないます歳入につきまして、主な財源のご説明を申し上げます。

地方特例交付金930万円につきましては、児童手当支給拡大に伴う増額補正であります。分担金及び負担金では、京都新光悦村に係ります負担金3,100万円等で4,419万3,000円の計上であります。国庫支出金につきましては、地域イントラネット補助金1億6,442万2,000円、安全・安心な学校づくり交付金1億2,212万7,000円などで、合計4億2,628万1,000円の増額予算といたしております。府支出金につきましては、児童手当支給事業費負担金4,407万7,000円、土地改良施設維持管理適性化事業補助金495万円などで、1億2,166万9,000円の増額予算といたしております。繰入金では、総額を6億487万3,000

円とし、内訳は財政調整基金繰入金を4億5,587万3,000円、まちづくり整備基金繰入金4,900万円、義務教育施設整備基金繰入金1億円の計上であります。市債においては、義務教育施設整備事業債、合併特例債などで19億7,560万円の計上であります。

次に第2表、債務負担行為では殿田小学校改築事業としての内容を定めたものであり、期間については平成18年度から平成20年度、限度額につきましては17億4,200万円とするものであります。また第3表、地方債補正につきましては、市債で説明いたしました起債の目的によるものであり、以上が一般会計補正予算（第2号）の主な内容であります。

次に、老人保健事業特別会計ほか3特別会計について、ご説明申し上げます。

まず、平成18年度南丹市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、職員の人事異動に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ51万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額を41億9,851万3,000円とし、主な内容といたしましては歳出で総務費、総務管理費で一般職員給与費51万3,000円の追加であります。歳入につきましては、繰入金で一般会計繰入金51万3,000円を計上しております。

以上が老人保健事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

次に、平成18年度南丹市市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。市営バス運行事業特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ107万8,000円を減額し、予算総額を4,452万2,000円とするものであります。主な内容といたしましては、歳出、事業費、一般管理事業並びに一般職員給与費で107万8,000円の減額であります。歳入につきましては、繰入金で一般会計繰入金107万8,000円の減額計上であります。

以上が市営バス運行事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

次に、平成18年度南丹市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。簡易水道事業特別会計予算につきましては、職員の人事異動に伴うもの及び受託工事に係る補正であり、歳入歳出それぞれ836万2,000円を追加し、予算総額を15億9,086万2,000円とするものであります。内容といたしましては歳出、総務費、一般管理費で一般職員給与費並びに事業費で765万1,000円の追加であり、予備費において71万1,000円の追加であります。歳入につきましては、諸収入で受託工事収入836万2,000円の追加計上であります。また、第2表、継続費では佐々江簡易水道改良工事としての内容を定めたものであり、期間については平成18年度から平成19年度、総額については2億3,700万円とするものであります。

以上が、簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容であります。

次に、平成18年度南丹市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。下水道事業特別会計予算につきましては、職員の人事異動に伴うもの及び受託工事並びに雨水排水事業に係る補正であり、歳入歳出それぞれ4,034万5,000円を追加し、予算総額を35億9,164万5,000円とするものであります。内容といたしましては歳出、総務費、一般管理費の公共一般管理費で104万5,000円の追加であり、事業費、下水道事業費で受託工事費並びに雨水排水事業に係ります3,930万円の追加であります。歳入につきましては、繰入金、一般会計繰入金で734万5,000円の追加計上であります。諸収入におきましては、受託工事収入として3,300万円の計上であります。

以上が、下水道事業特別会計補正（第1号）の内容であります。

以上をもちまして、一般会計ほか4特別会計の主な内容とさせていただきます。

何とぞご審議賜り、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高橋 芳治君） 谷議員。

○議員（23番 谷 義治君） 23番、谷ですが、ただ今、市長からそれぞれの議案に対する提案説明がなされましたが、議案第143号及び議案第144号については、提案説明がなかったように思いますが、私が聞き漏らしたのかどうか分かりませんが、この提案理由の説明書の資料を見ましても載っておりませんし、おそらく提案説明がなかったものだと、このように思うんですが、精査願ひ、漏れておれば提案説明を願ひたいと思います。

○議長（高橋 芳治君） 暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

.....
午前11時39分再開

○議長（高橋 芳治君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいま、谷議員さんの質問でございますが、議案第143号から第144号までの議案提案説明がないように、の質問でございますが、市長から、これは1ページ、議案第71号から議案第136号及び議案第143号から第146号の提案理由の中の1ページの上段から7行目に提案説明をしております。

了解いただけましたでしょうか。

谷議員さん。資料No.4でございます。これで、了解いただいたものと思います。よろしく願ひいたします。

○議長（高橋 芳治君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

次の本会議は、6月13日午前10時より再開して、一般質問を行います。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦勞でした。

午前11時41分散会
